

コミュニティ・スクールとは…

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画できる制度。保護者や地域住民が学校運営に関わっていくことで、教育活動等に家庭や地域の意向をより一層反映させることが可能となる。

○「コミュニティ・スクール」という名称について

法令上の正式名称ではなく、法令上「学校運営協議会」という制度があり、この「学校運営協議会」を設置している学校を通称「コミュニティ・スクール」と呼んでいる。

○学校運営協議会について

保護者や地域住民、有識者らによって構成され、学校運営についての意見を述べたり、基本的な方針の承認などを行う。

○コミュニティ・スクール制度化までの経緯

- ①平成12年の教育改革国民会議（同年、当時の小淵総理大臣により教育改革について幅広い検討を行うために設置された諮問機関）の報告において、学校と地域社会との連携・協力を更に一段階進め、地域の力を学校運営そのものに活かすという発想から、初めて新しいタイプの学校としてコミュニティ・スクールの設置についての提言が行われた。
- ②その後、平成15年にコミュニティ・スクール導入に向け、法令上の規定を設けることを検討することが閣議決定され、上記の報告や閣議決定等を踏まえ、コミュニティ・スクールを含めた学校の管理運営の在り方について、文部科学大臣が中央教育審議会（同省内に設置されている審議会で、生涯学習や教育行政等に関する答申を行う機関。）に諮問、当審議会からの答申の中でコミュニティ・スクールの制度化が盛り込まれた。
- ③この答申を受け、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、制度化が図られるに至った。

○コミュニティ・スクールの特徴

学校運営協議会には法の規定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）に基づき、以下のような権限が与えられている。

- ・学校運営に関し、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行う。
- ・学校運営に関する事項について、教育委員会又は校長に意見を述べる。
- ・教職員の採用その他任用に関する事項について、任命権者に対し直接意見を述べることができ、その意見は任命権者に尊重される。（※意見を述べることのできる対象事項は、採用・昇任・転任に関する事項であり、懲戒処分・勤務条件の決定などに関する事項は含まれない。）

これらのことにより、学校運営の基盤である教育課程や教職員の配置について、保護者や地域住民が責任と権限をもって意見を述べることができ、その意見を踏まえた学校運営が進められることになる。このことにより、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことができるようになり、更に、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待される。

※学校評議員との違い…学校評議員は、学校設置者（教育委員会など）の判断により置くことができると法令（学校教育法施行規則）で定められており、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べることができる。

■参考

平成16年9月の制度化以降、平成20年2月現在までの指定校の数は全国で296校。（幼稚園:17 小学校:206 中学校:66 高等学校:3 特別支援学校:4）